

【全体】 地球温暖化対策税 → 主要事項として審議中

【省エネ住宅関係】

■新築住宅

○省エネ性能も要件に含む長期優良住宅への所得税ローン減税深掘り(～H25)・投資減税(～H23)

○長期優良住宅への固定資産税・不動産取得税の軽減(～H21)

→延長要望◎*

■既存住宅の省エネ改修

○住宅省エネリフォームに係る所得税のローン減税(～H25)・投資減税※(～H22)*
※太陽光発電装置を含む

○住宅省エネ改修に係る固定資産税の軽減(～H21)

→延長要望◎*

【森林吸収源関係】

○植林費の損金算入(法人税)(～H22)*

○山林所得に係る森林計画特別控除措置(所得税)(～H23)*

○地域材等の木材の建築物への利用を推進するための固定資産税の軽減の創設* →創設要望×

【低公害車関係】

■自動車重量税・自動車取得税のグリーン化

○電気・CNG・ハイブリッド・低燃費車等の新車(及び電気自動車等の一部中古車)について減免[H21導入のエコカー減税](～H23)*

○(上記対象とならなかった)中古の低燃費車等に係る自動車取得税の従来からの減税措置(～H21)

→延長要望*:ディーゼル中古車◎(排ガス基準適用開始まで)、ガソリン中古車は審議中

○特例対象自動車の区分の追加(2.5t超3.5t以下)

→拡充要望*:審議中

■自動車税のグリーン化

○電気・CNG・ハイブリッド・低燃費車等について軽課し、一定年数経過した古い車について重課(～H21)

→延長・拡充要望◎*(軽課対象にプラグインハイブリッド車を追加し、燃費基準超過達成率25%未満の車を除外の上)

■低公害車用燃料等

○低公害車燃料供給設備に係る固定資産税の軽減(～H22)*

○バイオエタノール混合ガソリンのエタノール分について揮発油税・地方道路税を非課税(～H24)*

【エネルギー需給構造改革投資促進税制】(～H23)*

・省エネ・新エネ設備の基準取得価額の全額について、初年度即時償却を認める(所得税・法人税)

(対象設備の例)

- 電気・ハイブリッド・燃料電池自動車等、燃料供給設備
- 風力発電設備、太陽光発電設備、バイオマス発電装置
- 高断熱窓、高効率空気調和設備、LED照明装置、高効率給湯設備
- 高効率工業炉、高効率工業機械、コンバインドサイクル発電用ガスタービン 等

【環境投資の促進】

○エコ・コミュニティファンドへの投資優遇の創設*

→創設要望×

【研究開発関係】

○試験研究費に係る税額控除(R&D税制)(～H21) →延長要望◎*

○試験研究費等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設 →審議中*

(注) 赤字はH22税制改正要望における対応。◎×は税調の評価
*は過去も含めた環境省の要望案件等

公害防止、廃棄物・リサイクル対策促進のための主な税制措置と、 H22税制改正要望の税調における現時点の調整状況

【所得税・法人税】

○産業廃棄物処理用設備に係る特別償却措置
(～H21)

→PCB・石綿について**延長要望◎***
高温焼却施設は**廃止***

○揮発性有機化合物排出抑制設備に係る特別
償却制度(～H21) →**廃止***

○食品リサイクル・建設リサイクル設備に係る
特別償却措置(～H21)

→**延長要望×***

○最終処分場の維持管理積立金の損金算入
(～H21)* →**延長要望◎***

○産業廃棄物現状回復基金、PCB処理基金へ
の拠出に係る損金算入(恒久措置)*

○特定事業用資産の買換に係る譲渡所得の課
税の特例(騒音発生施設、水濁法特定施設、
ばい煙発生施設の郊外移転等に伴うもの)
(～H22)*

【固定資産税】

○公害防止用設備・廃棄物処理設備に係る減税措置(～H21)
→**延長要望***

◎(ごみ処理施設・一般廃棄物最終処分場、PCB処理施設、石綿処理施設、汚水
処理施設、土壌浄化施設、指定物質排出抑制施設)

×(ばい煙処理施設、窒素酸化物燃焼改善施設、揮発性有機化合物排出抑制施
設、ダイオキシン類排出削減施設、地下水浄化施設、汚水処理施設(畜産関係))
※産廃処理施設、産廃熔融施設、廃油廃プラ処理施設、産廃焼却施設は**廃止**

○廃棄物再生処理用設備に係る減税措置(～H21)

→**延長要望◎***(自動車・食品リサイクル)
※建設リサイクル・空びん洗浄処理装置は**廃止***

【その他】

○公害防止用設備(廃棄物処理施設含む)への事業所税の減免措置(恒
久措置)*

※ただし、環境大臣による広域処理認定を受けた廃棄物処理施設等に
ついては、H21まで→**延長要望×***

○公害防止用設備(廃棄物処理施設含む)への特別土地保有税の非課
税措置(恒久措置)*

→H21年通常国会での土壌汚染対策法改正に伴う形式的要望◎*

○PFI選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設に係る減税措置(不動
産取得税・固定資産税・都市計画税)(～H21) →**廃止***

○廃棄物埋立場内での処分作業に使用する機械動力源用途に係る軽油
引取税の課税免除(～H23)*

国立公園等の行為規制に対応した優遇措置

【譲渡所得税の特別控除】

■以下の区域内の土地が国、地方公共団体等により買収される場合、一定の額を所得税、法人税の譲渡所得価額から特別控除。(恒久措置)*

○2000万円の特別控除*

- 国立公園・国定公園特別地域
- 自然環境保全地域特別地区

○1500万円の特別控除*

- 種の保存法の管理地区
- 国指定鳥獣保護区特別保護地区のうち天然記念物等の保護鳥類の生息地
- 都道府県立自然公園特別地域等

【固定資産税の非課税】

■国立公園・国定公園特別保護地区及び第1種特別地域について、固定資産税を非課税(恒久措置)*

【相続税物納要件の緩和】

■国立公園の特別保護地区等内の土地について、相続税の物納要件緩和の特例措置の創設*

→創設要望 ×